

1. 施策の目的

- いじめを政府全体の問題として捉え直し、こども家庭庁、文部科学省など関係府省の連携の下、こども家庭庁が学校外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化を推進。

2. 施策の内容

【(1) 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証(197百万円)】

学校外からのアプローチによるいじめ防止対策の推進に向け、①～②の取組を一体的に実施。

①実証地域（自治体の首長部局）での開発・実証

自治体の首長部局において、専門家の活用等により、学校における対応のほかに、いじめの相談から解決まで取り組む手法等の開発・実証を②と連携して行う。

（開発・実証のイメージ）

- ・相談対応のみならず、首長部局がいじめ解消まで関与する取組であること
- ・関係部局・関係機関との連携体制を構築していること
- ・②と連携し、取組効果が検証可能な形で進めること
- ・ICTの活用など、円滑な相談がしやすい体制を構築していること

※一部民間事業者を活用することも可

②実証地域への専門的助言や効果検証及び研修コンテンツの作成

各実証地域における①の取組への専門的助言や効果検証の伴走支援、汎用モデル化及び首長部局の担当者向けの研修コンテンツを作成

【(2) いじめ調査アドバイザーの任命・活用(3.5百万円)】

- ・重大事態調査を立ち上げる自治体に対し、第三者性確保等に関して、学識経験者等の専門家が助言
- ・再調査事例の分析等を通じた重大事態調査の運用改善等

【その他】いじめ防止に係る広報・啓発 など



学校におけるアプローチの強化と相まって、いじめの長期化・重大化防止の首長部局における取組をモデル化

いじめ防止対策推進法に基づく適切な対応と相まって、重大事態に至った事案の適切な対処を推進

3. 実施主体・委託先等

(1) ①実証地域（首長部局）での開発・実証

【委託先】 都道府県、市区町村（箇所数：8自治体程度）

②実証地域への専門的助言や効果検証及び研修コンテンツの作成

【委託先】 民間団体等（1団体）

(2) いじめ調査アドバイザーの任命・活用

【実施主体等】 国が非常勤職員として任命

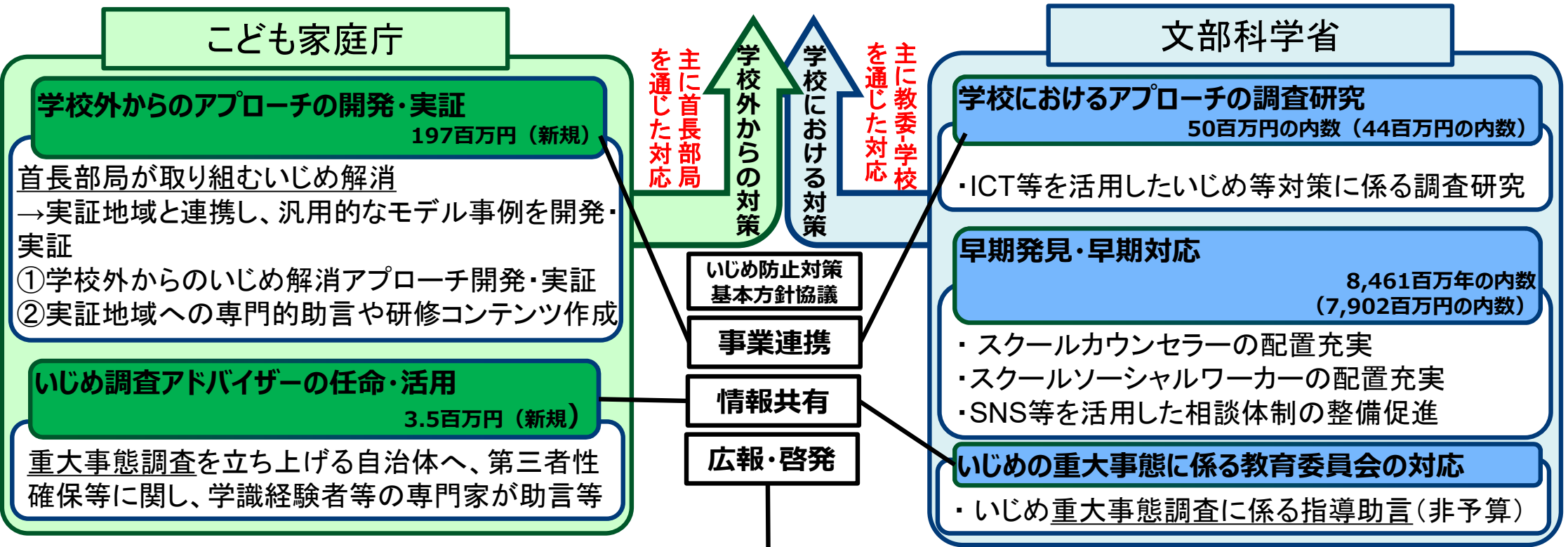
いじめ防止対策関係予算（こども家庭庁・文部科学省）

令和5年度当初予算(案) : 88億円の内数
(前年度予算額 : 80億円の内数)

いじめを政府全体の問題として捉え直し、令和4年11月に設置された「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議」の下、関係府省間の連携を強化。文部科学省は教育委員会-学校を通じた対策の充実を図り、こども家庭庁は新たに学校外からの対策を講じ、社会全体でのいじめ防止対策を一体的に推進。

- こども政策の新たな推進体制に関する基本方針(令和3年12月21日閣議決定)の考え方
- 文部科学省 : いじめ防止対策推進法等に基づき、教育委員会を含む学校設置者、地方自治体が行う取組に対して必要な指導・助言や調査等を行う。
 - こども家庭庁 : ・いじめの防止に向けた地方自治体における具体的な取組や体制づくり等を推進
・重大ないじめ事案に係る調査における第三者性の確保(文部科学省と連携)

「こどもまんなか」の発想で社会総がかりのいじめ防止対策を推進



こども家庭庁と文部科学省が連携し、いじめ防止の広報・啓発等に関する活動を実施